

情報提供

那医発第 380 号
令和 8 年 9 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「医業経営支援関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

地区医師会担当理事 殿

冲医発第 827 号 F

令和 8 年 8 月 21 日

沖 縄 県 医 師 会

理事 富名腰 亮

(公 印 省 略)

医業経営支援関係通知の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より医業経営支援等の関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、独立行政法人福祉医療機構より、令和 8 年 8 月 3 日以降の貸付から貸付利率の変更を適用する旨通知されたことをお知らせするものです。
- ② については、社会医療法人等において、税制上の措置の適用を受けるため、自由診療に係る診療費について要件が課されているところ、診療費の上限を社会保険診療の 3 倍までの範囲で地域における標準的な料金を超えないものとする見直しが行われたものの、今般、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加したことをふまえ、社会医療法人等が診療費とは別に訪日外国人に請求できる経費の範囲が明確化されたことをお知らせするものです。
- ③ については、一般社団法人が開設する医療機関の非営利性について、都道府県知事等が確認すべきポイント等が示されたことをお知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいませようお願い申し上げます。

No	文書番号	発送月日	文書名
①	第 840 号	R8. 7. 31	独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について
②	第 878 号	R8. 8. 4	「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」(通知)の一部改正について
③	第 908 号	R8. 8. 6	一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の確認のポイント及び医療機関を開設する一般社団法人が届け出なければならない計算書類等の様式等 (通知)

沖縄県医師協同組合 金城

TEL : 098-888-0087 FAX : 098-888-0089

ikyoo@okinawa.med.or.jp